

『建築大工等の人材育成と地域工務店等による地域材利用に関する 建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和7年6月3日

（初回締結日：令和4年5月31日）

有効期間：協定締結日～令和12年3月末

対象区域：全国

一般社団法人JBN・全国工務店協会は、

- ①木造建築の担い手である建築大工・現場監督・設計者等の人材育成に向けて、全国で研修会等を実施し、建築大工等の技能・技術研修会受講者を令和12年までに総数800人以上にするとともに、木造建築物、木材に関するセミナー受講者を令和12年までに総数1,000人以上とする。
- ②地域工務店が木造戸建て住宅で培ってきた技術を活かし、低層非住宅・中大規模建築物の分野における在来木造工法を中心とした木造建築の普及に取り組む。
- ③素材生産事業者、製材事業者、プレカット事業者、流通事業者、地域工務店による連携体制による木造住宅の供給を促進する。併せて、その他地域材の安定確保への取組みを積極的に行う。

等を内容とする協定を、農林水産省及び国土交通省と締結。